

社団法人宮崎県物産貿易振興センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人宮崎県物産貿易振興センターと称し、英文名を MIYAZAKI LOCAL PRODUCTS AND TRADE PROMOTION CENTERという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市宮田町1番6号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を次のとおり置く。

- (1) 東京都渋谷区代々木2丁目2番1号
- (2) 大阪市北区梅田1丁目3番
- (3) 福岡市中央区天神2丁目12番1号

(目的)

第3条 この法人は、宮崎県産品の国内外への販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化を推進し、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県産品の取引、商談等に関して県内企業の支援を行うこと。
- (2) 県産品の開発、改良、企画、デザイン等に関して県内企業の支援を行うこと。
- (3) 国内外で物産展、見本市等を開催し、又はこれらの事業に参加すること。
- (4) みやざき物産館等の運営を行うこと。
- (5) カタログ等による商品販売のあつ旋を行うこと。
- (6) 県産品に関する研修を行い、及び相談に応ずること。
- (7) 県産品、流通業界、顧客等に関するデータを整備し、及び管理すること。
- (8) 県産品に関する情報誌発行等の広報及び宣伝活動を行うこと。
- (9) 貿易振興、国際経済交流に関する事業を開催し、又はこれらの事業に参加すること。
- (10) 国際経済情報の収集及び提供を行うこと。
- (11) 県内企業の国際化の推進のための人材育成に関する事業及び調査研究を行うこと。
- (12) 貿易、海外投資、技術提携等海外取引に関する相談に応ずること。
- (13) その他この法人の目的達成に必要なこと。

2 この法人は、前項の公益事業のほか、みやざき物産館等において、県産品の即売等の収益事業を行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したもの

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事全員をもって構成する会員入会審査会の承認を受けなければならない。

2 会員入会審査会について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以上3人以内

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 12人以上17人以内(会長、副会長及び常務理事を含む。)

(5) 監事 3人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を統括する。

5 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89条)第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(事務局)

第15条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第16条 この法人に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあったときから起算して20日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、正会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員総数の、理事会においては理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第30条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立するまで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条第1号、第2号及び第4号から第6号まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第63条の規定により読み替えられた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に規定する事由により解散する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第3号に規定する総会の決議に基づいて解散をする場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、宮崎県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体又は宮崎県に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則 （平成10年4月1日）

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。

附 則 （平成21年10月1日）

- 1 この変更規定は、合併の登記を行った日(以下「効力発生日」という。)から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、効力発生日の前日において社団法人宮崎県産業貿易振興協会の正会員であったものは第5条第1号の正会員と、賛助会員であったものは第5条第2号の賛助会員とする。
- 3 第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この法人の合併当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず平成22年6月1日までとする。